

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号
【報告義務発生日】	2025年 9 月16日
【提出日】	2025年 9 月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社CARTA HOLDINGS
証券コード	3688
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社NTTドコモ
住所又は本店所在地	〒100-6150 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1981年8月14日
代表者氏名	前田 義晃
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	コンシューマ通信事業、スマートライフ事業、その他の事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	グループ事業推進部 アライアンス支援担当 内藤 豊男
電話番号	03-5156-1688

（2）【保有目的】

提出者1は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行う予定です。

具体的には、提出者1は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき発行者の株主を提出者1及び提出者2のみとすることを目的とした発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）並びに本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを発行者に要請する予定であり、提出者1及び提出者2は、本臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	9,512,416		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 63,000	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 9,575,416	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		9,575,416
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		63,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年9月16日現在)	V 25,300,971
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	37.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年 9 月16日	株券（普通株式）	9,512,416	37.50	市場外	取得	2,100
2025年 9 月16日	新株予約権証券（第10回新株予約権）	14,000	0.06	市場外	取得	新株予約権 1 個あたり 40,800
2025年 9 月16日	新株予約権証券（第11回新株予約権）	49,000	0.19	市場外	取得	新株予約権 1 個あたり 40,800

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者 1 は、発行者株式及び新株予約権を取得することを目的として、2025年 8 月18日から2025年 9 月16日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは、2025年 9 月16日に成立しており、本公開買付けに係る決済の開始日は2025年 9 月24日です。

提出者 1 は、発行者及び提出者 2 との間で、2025年 6 月16日付で業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）を締結しております。

本業務資本提携契約において、以下の事項等について合意しております。

1．提出者 2 は、提出者 2 が所有する発行者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募せず、本不応募合意株式について、提出者の事前の書面による承諾がない限り、譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行わないこと

2．本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付けにおいて提出者 1 が発行者の所有する自己株式及び本不応募合意株式以外の発行者株式の全てを取得できなかった場合、発行者は、本株式併合を行い、提出者 1 及び提出者 2 は、本株式併合の円滑な遂行に法令等に基づき必要な事項（株主総会における賛成の議決権行使を含みます。）を行うこと

さらに、提出者 1 は、提出者 2 との間で、2025年 6 月16日付で、株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しており、本株主間契約において、発行者の組織・運営及び株式の取扱い等に関する事項等のほか以下の事項等を合意しております。なお、本株主間契約は、発行者の組織・運営に関する条項を除き、本株式併合の効力が発生した時点において、その効力が生じることとされ、発行者の組織・運営に関する条項は、発行者による本不応募合意株式の一部を対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）の効力が発生した時点において、その効力が生じることとされています。

1．本公開買付けの成立後に行われる発行者の株主を提出者 1 及び提出者 2 のみとするための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の完了後、発行者をして本自己株式取得を実施させること、

2．本自己株式取得の効力発生後速やかに、提出者の子会社であり、提出者 1 と提出者 2 の合併会社である株式会社 D 2 C（以下「D 2 C」といいます。）及び発行者をして、発行者を株式交換完全親会社、D 2 C を株式交換完全子会社とし、発行者株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施させること

3．本株式交換後の発行者株式の議決権の割合は、提出者 1 が51%以上 3 分の 2 未満、提出者 2 が 3 分の 1 超49%以下とすること

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	20,001,778
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	20,001,778

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社電通グループ
住所又は本店所在地	東京都港区東新橋一丁目8番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1906年12月27日
代表者氏名	五十嵐 博
代表者役職	代表執行役社長グローバルCEO
事業内容	グループ会社の経営管理など

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	グループ財務オフィス エグゼクティブ・ディレクター 関口 陽
電話番号	03-6216-8451

（2）【保有目的】

発行者との資本業務提携を目的とした政策投資（状況に応じて発行者への役員の派遣その他の重要提案行為等を行うことを含む。）

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	13,441,506		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 13,441,506	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 13,441,506		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年9月16日現在)	V 25,300,971
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	53.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	53.13

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は、発行者及び提出者1との間で、2025年6月16日付で本業務資本提携契約を締結したため、平成30年10月31日付で提出者2、発行者及び株式会社サイバー・コミュニケーションズとの間で締結した資本業務提携契約は失効しております。

本業務資本提携契約において、以下の事項等について合意しております。

1. 提出者2は、提出者2が所有する本不応募合意株式を本公開買付けに応募せず、本不応募合意株式について、提出者1の事前の書面による承諾がない限り、譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行わないこと

2. 本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付けにおいて提出者1が発行者の所有する自己株式及び本不応募合意株式以外の発行者株式の全てを取得できなかった場合、発行者は、本株式併合を行い、提出者1及び提出者2は、本株式併合の円滑な遂行に法令等に基づき必要な事項（株主総会における賛成の議決権行使を含みます。）を行うこと

さらに、提出者2は、提出者1との間で、2025年6月16日付で、本株主間契約を締結しており、本株主間契約において、以下の事項等について合意しております。

1. 本スクイズアウト手続の完了後、発行者をして本不応募合意株式の一部を対象とする本自己株式取得を実施させること、

2. 本自己株式取得の効力発生後速やかに、D2C及び発行者をして、本株式交換を実施させること

3. 本株式交換後の発行者株式の議決権の割合は、提出者1が51%以上3分の2未満、提出者2が3分の1超49%以下とすること

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	提出者2の完全子会社であった株式会社サイバー・コミュニケーションズによる発行者との間の平成31年1月1日付株式交換に伴い、発行者の普通株式13,441,506株の割当交付を受けたもの。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. 株式会社NTTドコモ
2. 株式会社電通グループ

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	22,953,922		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 63,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 23,016,922	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 23,016,922		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 63,000		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年9月16日現在)	V 25,300,971
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	90.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
株式会社NTTドコモ	9,575,416	37.75
株式会社電通グループ	13,441,506	53.13
合計	23,016,922	90.75